

未来っ子いきいき応援プラン

目 次

1 計画の策定に当たって

- (1) 計画策定の趣旨 1
- (2) 計画の期間 1
- (3) 計画の位置づけ 2

2 子育てをめぐる現状と課題

- (1) 少子化の動向 3
- (2) 家族や就労等を取り巻く状況 4
- (3) 結婚、子育てをめぐる状況 7
- (4) 子どもをめぐる状況 10
- (5) 地域をめぐる状況 15
- (6) 子育てをめぐる課題 16

3 計画の基本理念・基本方向

- (1) 基本理念 17
- (2) 基本的視点 17
- (3) 基本方向 17

4 施策の推進

- (1) 子育て家庭を支援する環境づくり
 - ・相談体制の充実及び拠点の整備 18
 - ・母子保健医療体制の充実等 19
 - ・児童虐待の防止等の推進 20
 - ・経済的負担の軽減 20
- (2) 子育て支援に取り組む地域づくり
 - ・子育て支援のための仕組みの整備の推進 21
 - ・安心・安全の確保 21
 - ・子育て支援の場の充実 22
 - ・子どもの健やかな成長の促進 22
- (3) 子育て支援に関する意識づくり
 - ・教育及び啓発 24
 - ・子育て支援に関する気運の醸成 24
 - ・事業者による雇用環境の整備の促進 24
- (4) 数値目標 25

5 推進体制と計画の進行管理 28

1 計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

- 京都府では平成16年12月にアクションプラン「きょうと未来っ子いきいき応援プラン」を策定するとともに、これを核として、総合的、戦略的に施策を推進するため、平成17年3月に「きょうと未来っ子いきいき推進計画（次世代育成支援計画）」を策定し、子育て支援の充実強化を図っています。
- しかし、近年、核家族化や少子高齢化の進行などを背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会では人々を温かく見守る力が次第に弱まり、家庭においても児童虐待の増加など養育や教育をする力の低下が見られるなど、子どもが安全に、安心して育つ環境が失われつつあります。このことが、更なる少子化の進行とそれに伴う経済の停滞や地域社会の活力の低下など、将来に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。
- こうした状況において、未来の京都を担う子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮され、子どもが夢と希望を持ち、心身ともに健やかに育つことができるよう、行政、府民、学校等、子育て支援団体、事業者などが連携・協働し、子育てを社会全体で支えることが必要となっています。
- そこで、子育て支援の推進についての基本理念を定め、様々な主体の責務及び役割を明らかにするとともに、府民みんなで子どもや子育て家庭を支え、子育てに伴う喜びが実感できる社会を実現することを目指し、「京都府子育て支援条例」を制定、平成19年7月から施行しました。
- 条例では、子育て支援は、家庭が子どもの育つ基盤であり、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、子育て支援に取り組む主体の連携、協働により、社会全体で取り組むものとし、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための子育て支援基本計画を策定することとしています。
- そのため、「きょうと未来っ子いきいき応援プラン（アクションプラン）」及び「きょうと未来っ子いきいき推進計画（次世代育成支援計画）」を改定し、「子育て家庭を支援する環境づくり」「子育て支援に取り組む地域づくり」「子育て支援に関する意識づくり」の三本の柱のもとに、社会全体で子育てを支援するための施策を総合的、計画的に推進していくこととしています。

計画の期間

本計画の計画期間は、平成20年1月から平成22年3月までとします。

計画の位置づけ

京都府子育て支援条例に基づく計画です。

また、「新京都府総合計画」とその実現のために今後取り組むべき課題や施策をとりまとめた中期ビジョン「『人・間中心』の京都づくり 5つのビジョン」などとの整合性を図った次世代育成対策に関する総合的な計画です。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」、児童福祉法に基づく「保育に関する計画」、母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭等自立促進計画」及び「幼児教育振興アクションプログラム」としての性格も併せ持っています。

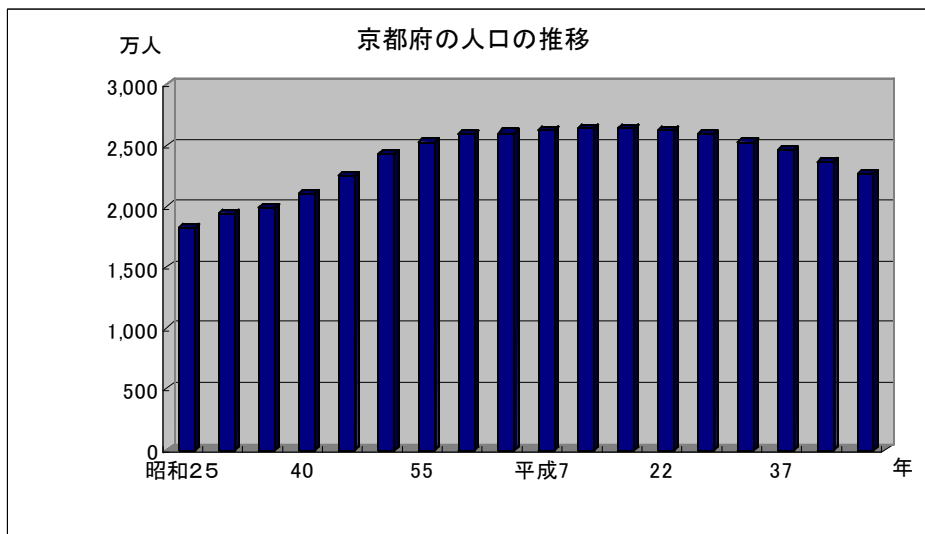
2 子育てをめぐる現状と課題

1 少子化の動向

① 人口の推移

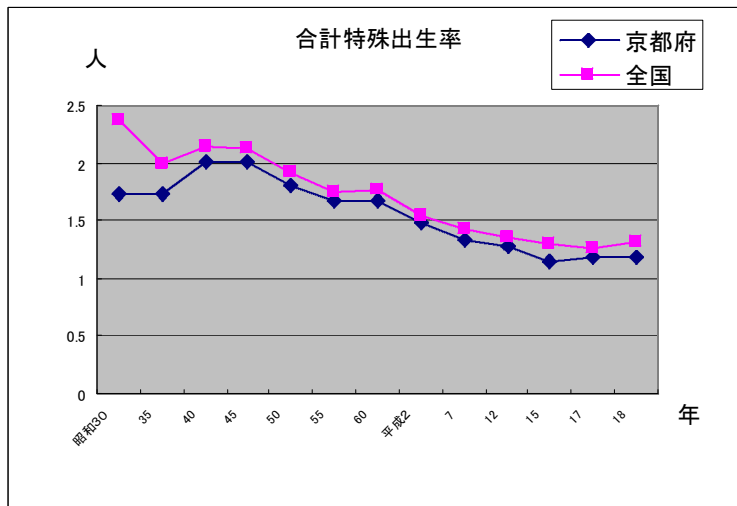
平成17年10月1日現在の我が国の総人口は、同年の国勢調査によれば1億2,767万人でありましたが、その後、長期の人口減少過程に入ると予測されています。

京都府においては、昭和40年以降、人口の急増が見られたものの、平成8年以降、横ばいの状況が続いています。平成17年の国勢調査では264万8千人でありましたが、我が国全体の人口の推移と同様、今後は減少傾向に転じ、平成47年には227万4千人になると予想されています。



京都府の合計特殊出生率は、全国的な推移と同様の動きをしており、昭和60年頃から急速に低下し、平成2年には1.48となりました。その後も低下を続け、平成16年には1.14まで下がり、その後やや増加に転じ平成18年は、1.19となっていますが、依然低い状況であり、全国平均の1.32を0.13ポイント下回っています。

人口を維持するために必要といわれている2.08との差は広がっています。

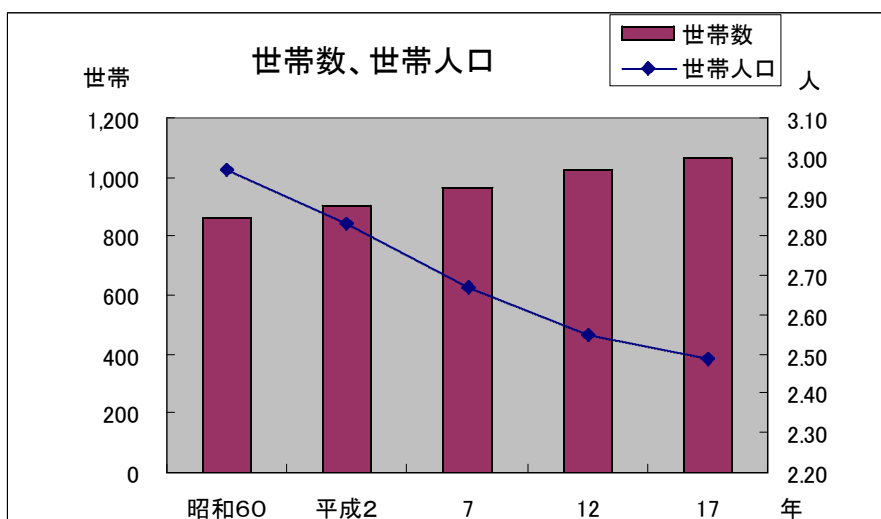


「人口動態調査統計」(厚生労働省)

2 家族や就労等を取り巻く状況

① 世帯の動向

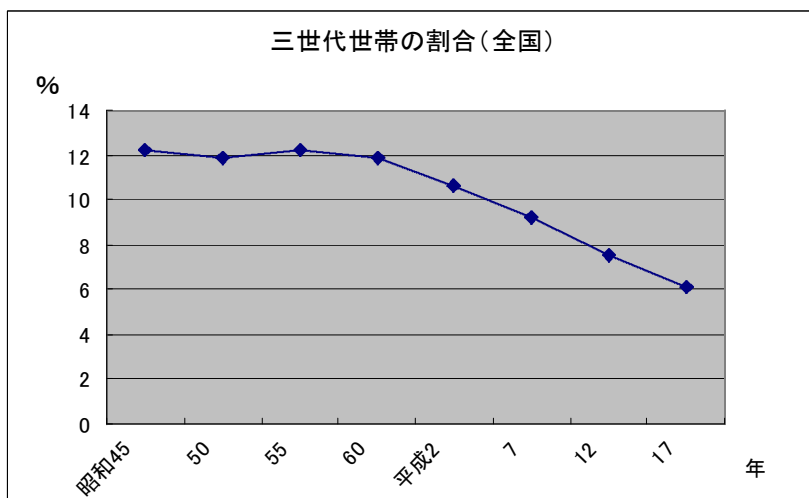
京都府の世帯数は、昭和60年には86万309世帯であったものが、平成17年には、106万4千世帯に増加しています。一方、世帯人口は、昭和60年には2.97人であったものが平成17年には2.49人となり、世帯を構成する人口が減少しています。



「国勢調査」(総務省)

② 三世帯世帯の割合

全国的に見ると昭和60年以降、全世帯に占める三世帯世帯の割合は年々減少しています。

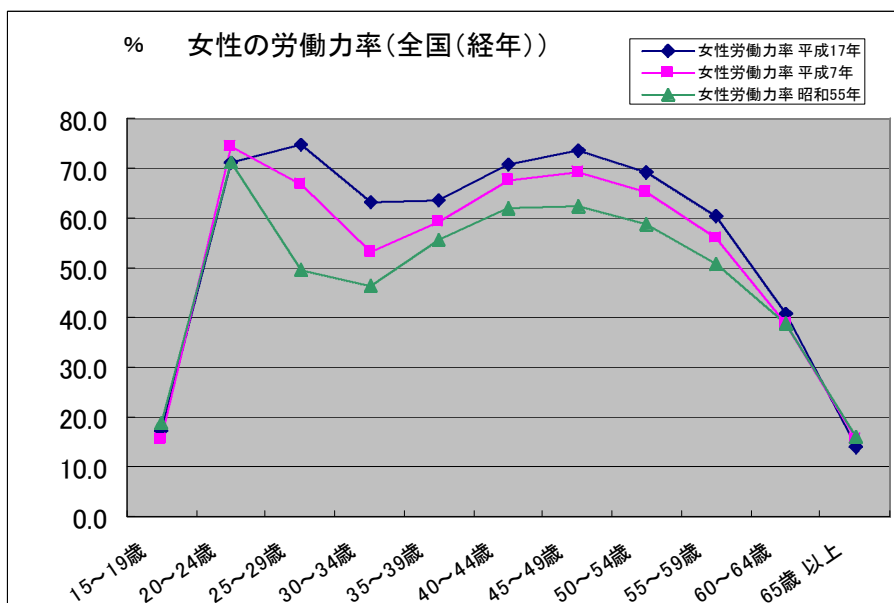


「国勢調査」(総務省)

③ 就業の状況

女性の年齢別にみた労働力率の推移は、20歳代をピークにして一旦下降し、40～44歳で再び上昇するM字のカーブを描いています。

経年的変化を見ると、ピークが20～24歳から25～29歳に移行するとともに、M字のカーブが緩やかになっていることがわかります。

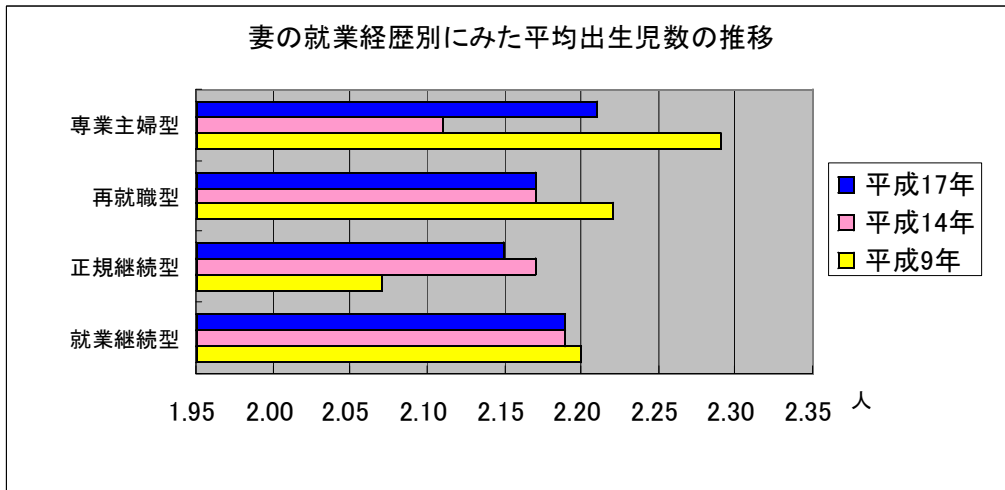


「国勢調査」(総務省)

④ 妻の就業経歴別に見た平均出生児数の推移

妻の就業別に見た平均出生児数の推移では、専業主婦型の場合、平成9年と14年と比較すると、14年では減少しましたが、17年では再び増加に転じています。

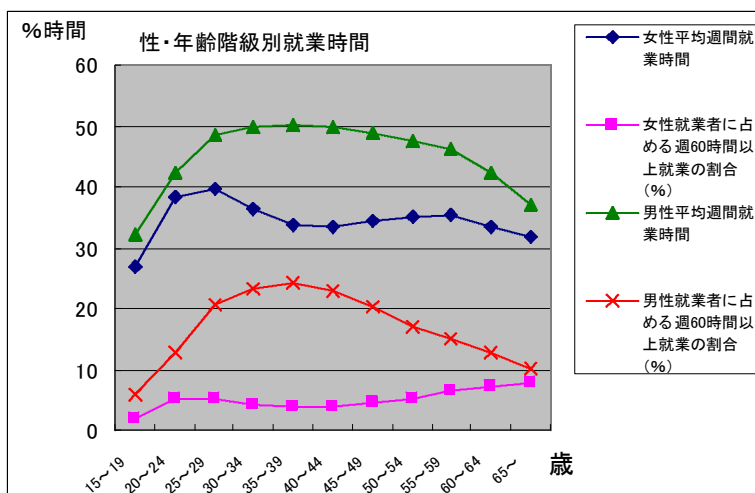
正規継続型の場合、平成9年に比べ、14年、17年は増加しています。これは、育児・介護休業法の浸透や保育サービスの充実により、子どもを産み育てながら働き続ける環境整備が進んできたことも要因の一つと考えられます。



「出生動向調査」(平成17年)(国立社会保障・人口問題研究所)

⑤ 男女就労者の平均就業時間等

男性就業者に占める平均週間就業時間が60時間以上の者のうち、25歳から49歳では20%を超えており、30~39歳で多くなっています。また、男性平均週間就業時間を見ると35~39歳で50時間を超えています。



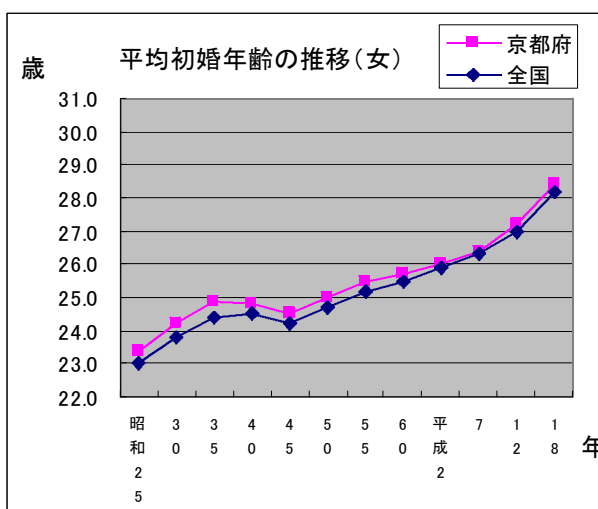
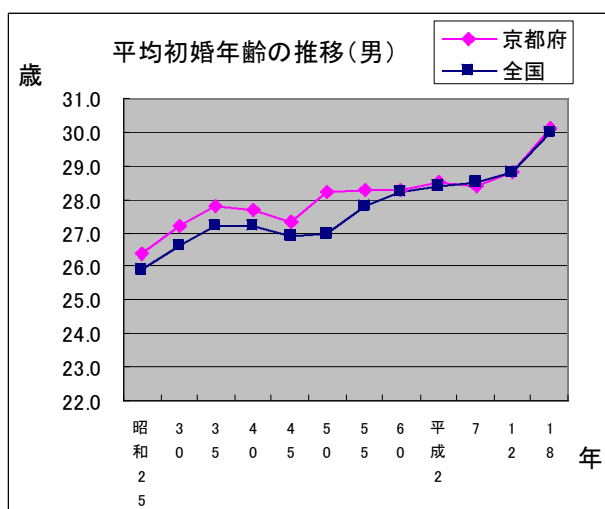
「労働力調査」(平成16年)(総務庁)

3 結婚、子育てをめぐる状況

① 平均初婚年齢

京都府の男性の平均初婚年齢は昭和55年頃までは全国平均よりも高めに推移していましたが、その後ほぼ全国平均と同様に推移し、平成18年には、初めて30歳を超え、30.1歳となっています。

一方、女性については、平成18年には28.4歳となり、全国平均に比べてやや高めですが、ほぼ同様に推移しています。

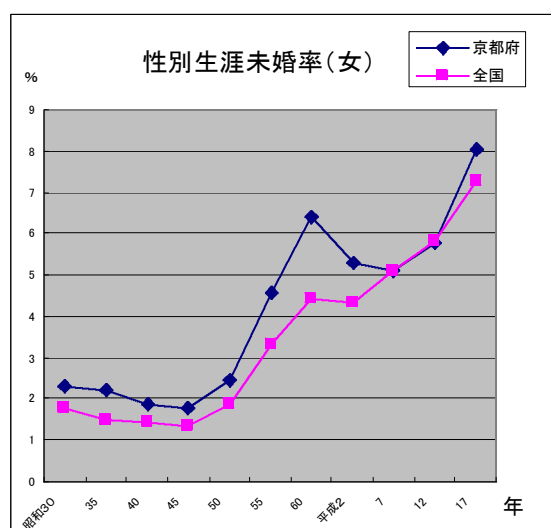
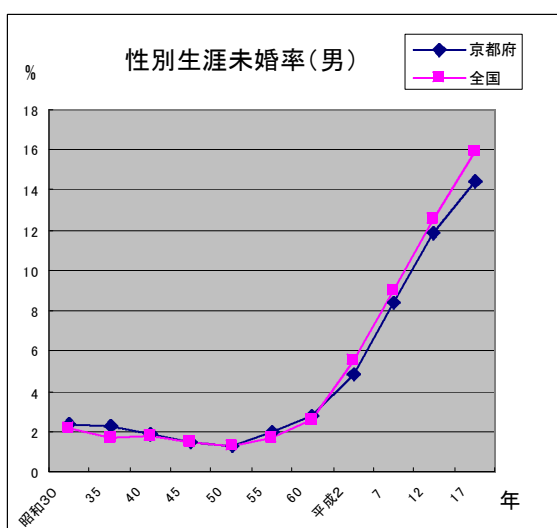


「人口動態調査統計」(厚生労働省)

② 生涯未婚率

50歳時の未婚率を示す生涯未婚率は、特に男性において昭和55年以降急激に上昇し、京都府では、平成17年で、男性14.45%、女性は8.05%となっています。

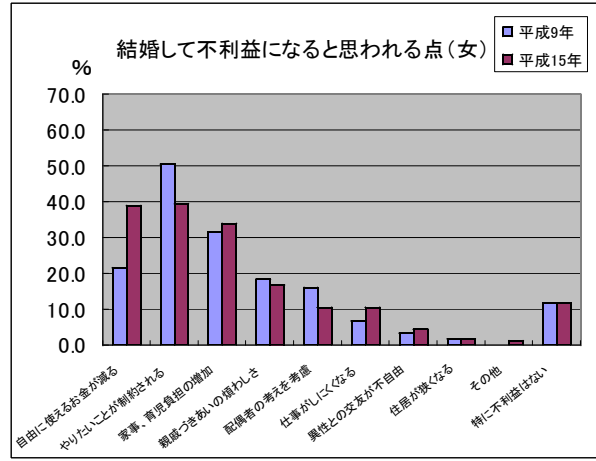
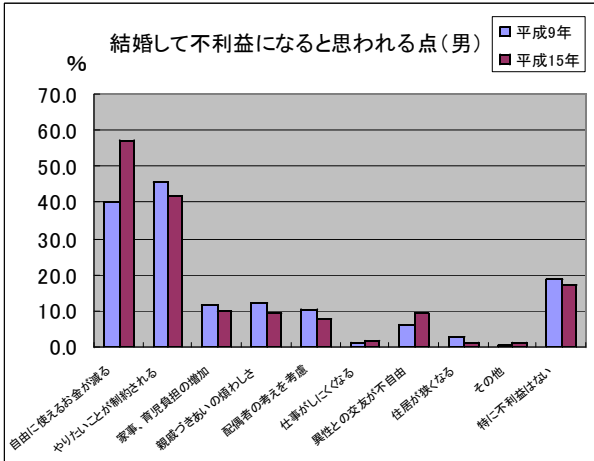
全国的にも生涯未婚率の上昇が目立っています。



「人口統計資料集」(国立社会保障・人口問題研究所)

③ 結婚して不利益となると思われる点

結婚に不利益を感じる理由として、男性は「自由に使えるお金が減る」をあげた人が最も多く、女性では「やりたいことが制約される」、「自由に使えるお金が減る」が多くなっています。平成9年、15年を比較すると、15年には男女とも「自由に使えるお金が減る」をあげた人が増加しています。



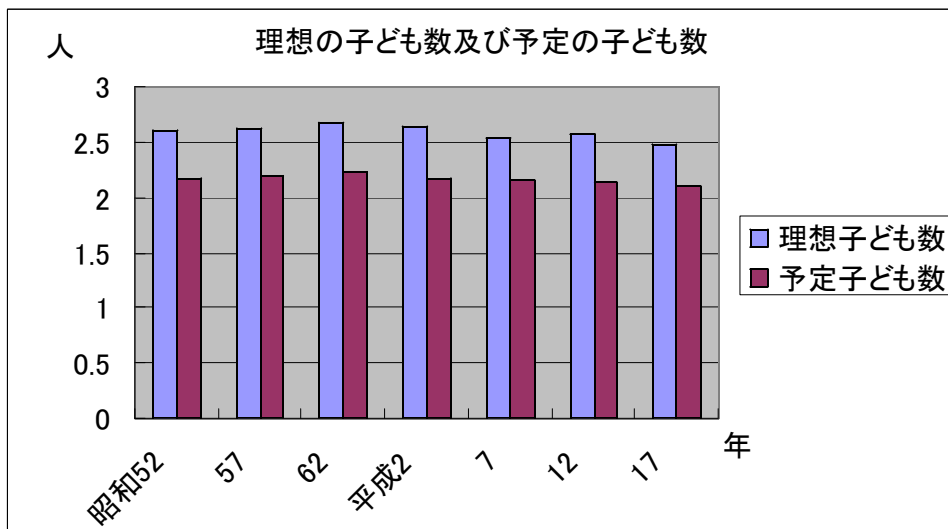
「若年層の意識実態調査」(平成15年)、「国民生活選好度調査」(平成9年)(内閣府)

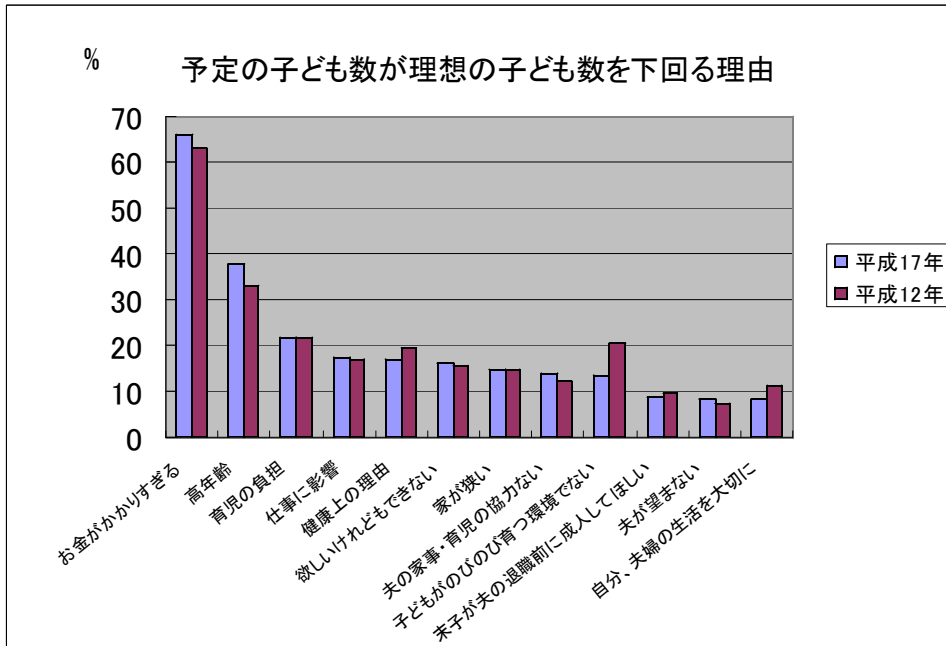
④ 理想とする子どもの数より予定の子どもの数が少ない理由

理想とする子どもの数と予定の子どもの数については、以前から予定の子どもの数の方が少ない状況で推移していますが、平成2年以降は、理想の子どもの数がやや減少傾向で推移しています。

予定の子どもの数が、理想とする子どもの数を下回る理由として、「育児や教育にお金がかかりすぎる」という経済的負担が第1位にあげられています。

その他に、「高齢出産に対する不安」、「育児への負担」、「仕事への影響」ということが主な理由としてあげられています。

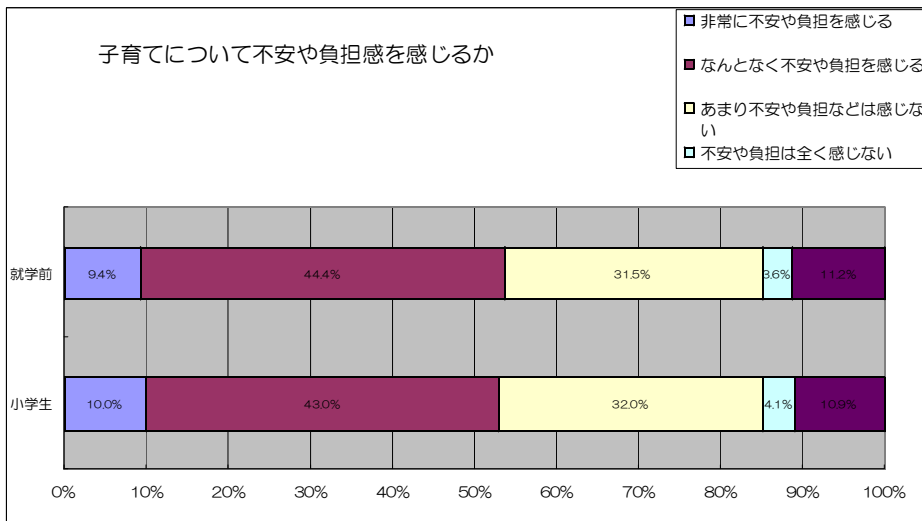




「第13回出生動向基本調査」(平成17年)(国立社会保障・人口問題研究所)

⑤ 家庭の子育ての状況

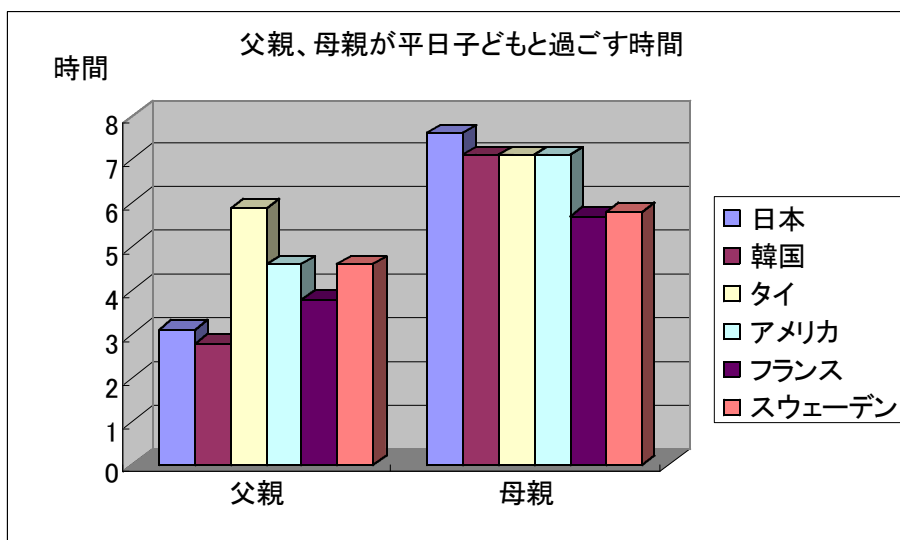
「子育てについて不安や負担を感じるか」という質問に関しては就学前、小学生の親とも、ほぼ半数の人が「非常に感じる」「何となく感じる」と答えています。



「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定に係るニーズ調査」(平成16年)(京都府)

⑥ 父親の子育てへの関わり

父親が平日に子どもと過ごす時間の国際比較では、日本は欧米諸国やタイと比べて、短い時間数となっています。反面、母親と過ごす時間は、調査国中トップとなっており、他国に比べて育児を母親が担っている傾向が表れています。

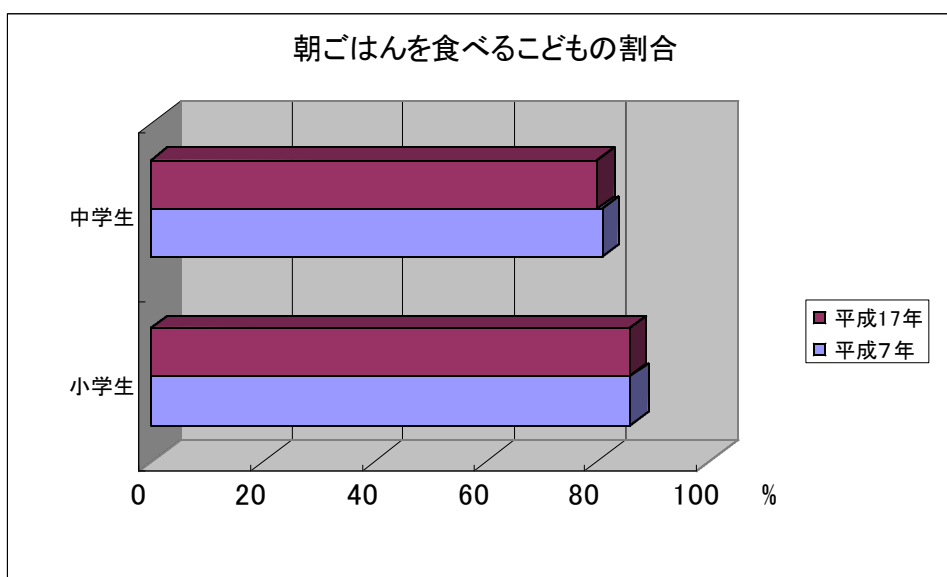


「平成16年度・17年度家庭教育に関する国際比較調査」(国立女性教育会館)

4 子どもをめぐる状況

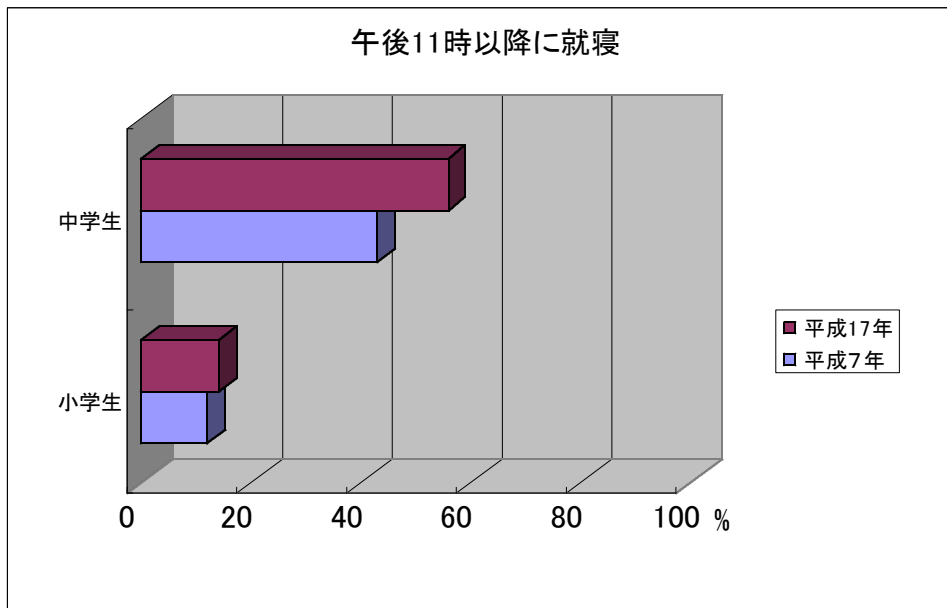
① 子どもの基本的な生活習慣の状況

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「児童生徒の食生活等実態調査結果」によれば、朝ご飯を食べる子どもの割合は、平成7年は、小学生が86.0%、中学生が80.7%であったものが、平成17年は、小学生が85.7%、中学生は79.9%とほぼ横ばいであり、小学生の7人に1人、中学生の5人に1人は朝食を食べていない状況です。



「児童生徒の食生活等実態調査結果」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

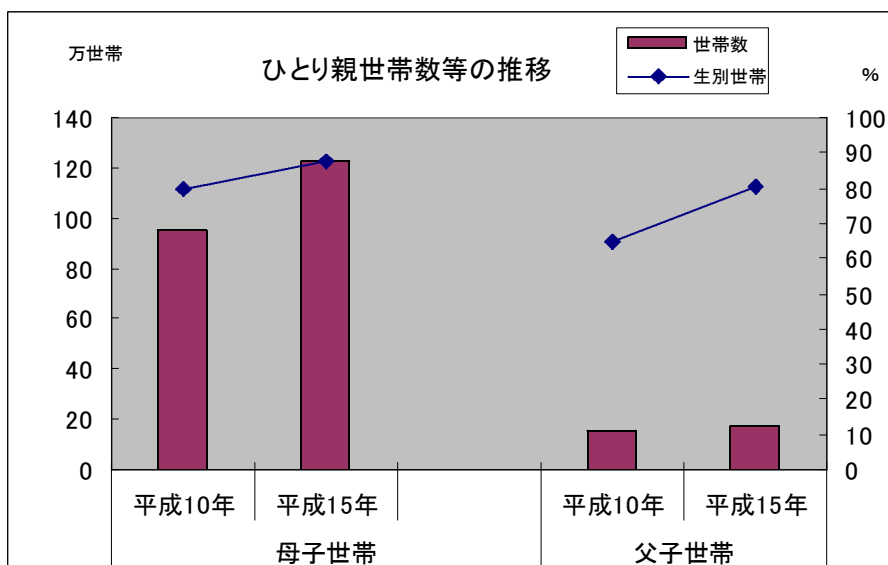
また、午後11時以降に就寝する子どもの割合は、平成7年に、小学生が11.9%、中学生が43.0%であったものが、平成17年には、それぞれ14.2%、55.8%と上昇しています。



「児童生徒の食生活等実態調査結果」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

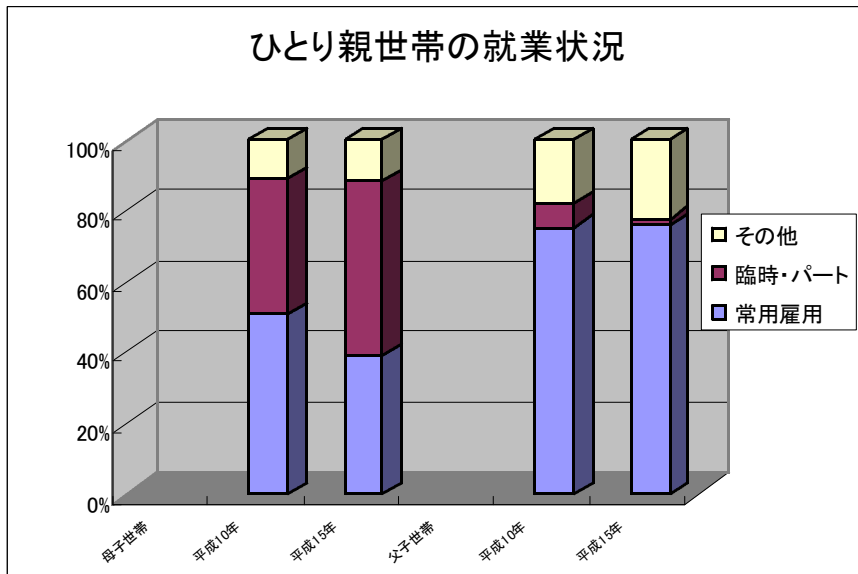
② ひとり親家庭の状況

ひとり親世帯の状況では、母子、父子世帯とも平成10年と平成15年を比較すると、その世帯数は増加しており、その中で生別世帯が占める割合も増加しています。



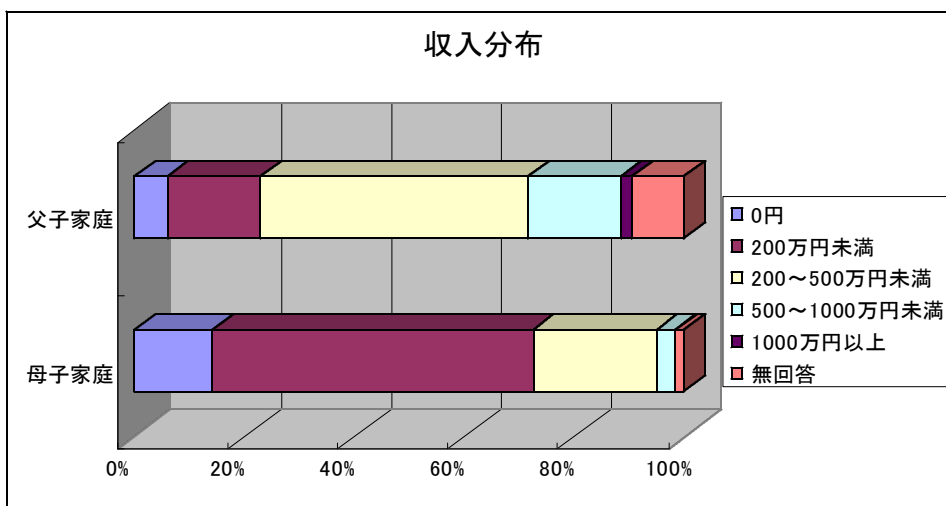
「全国母子世帯等調査」(平成10年、平成15年)(厚生労働省)

ひとり親世帯の就業状況では、父子世帯に比較して母子世帯では常用雇用の割合が低く、特に平成10年と平成15年を比較すると、常用雇用の割合が低下し、臨時・パート雇用が増加しています。



「全国母子世帯等調査」(平成10年、平成15年)(厚生労働省)

また、母子世帯、父子世帯の収入分布をみてみると、母子世帯の72.5%が200万円未満であり、父子世帯は、71.6%が500万円未満となっています。

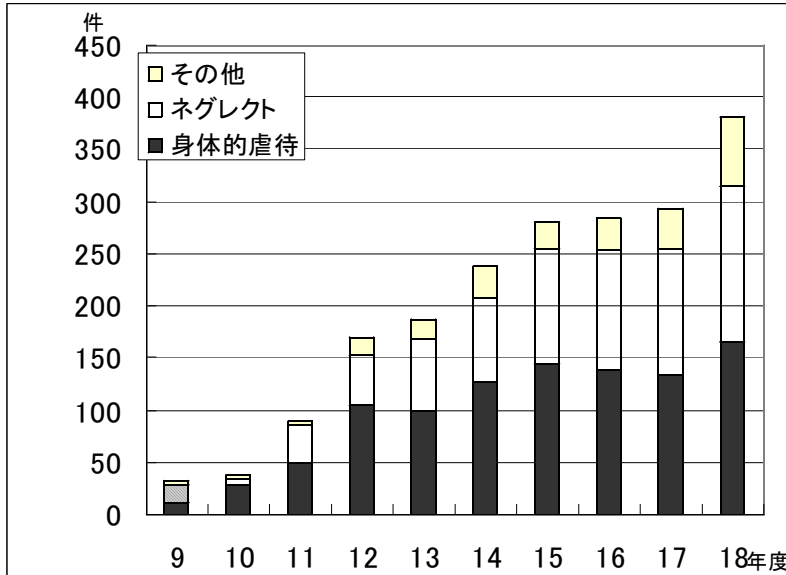


「京都府母子・父子世帯実態調査」(平成17年度)(京都府)

③ 児童虐待をめぐる状況

府内児童相談所での児童虐待相談件数は「児童虐待防止法」が施行された平成12年度頃から急激に増加し、平成15年度から17年度まで、ほぼ横ばいであったが、平成18年度には381件と増加しました。

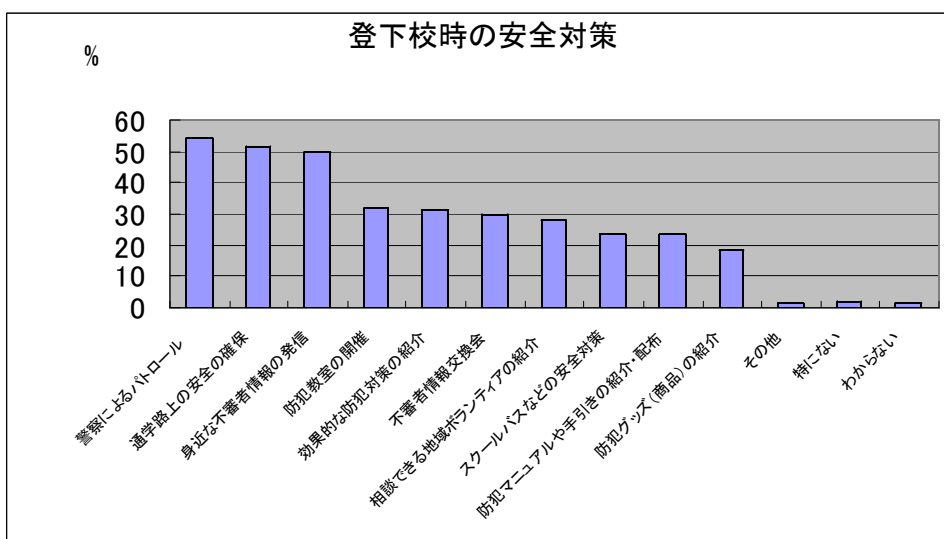
その中でも、身体的虐待とネグレクト（養育放棄）の増加が目立ちます。



「京都府児童相談所概要」(京都府)

④ 登下校時の安全対策

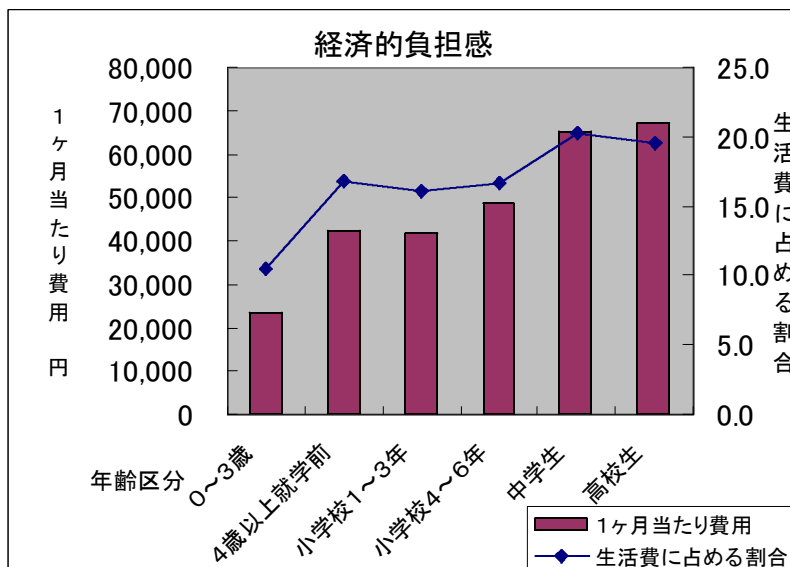
登下校時の安全確保策としては、「警察によるパトロール」、「通学路上の安全の確保」や「身近な不審者情報の発信」などが求められています。



「子どもの防犯に関する特別世論調査」(平成18年8月)(内閣府)

⑤ 経済的負担感

(財)家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」によれば、経済的負担について子どもの年代別に比較してみると、4歳から就学前で、1月当たり42,100円（生活費に占める割合：16.8%）、中学生になると65,100円（同割合：20.3%）となっています。

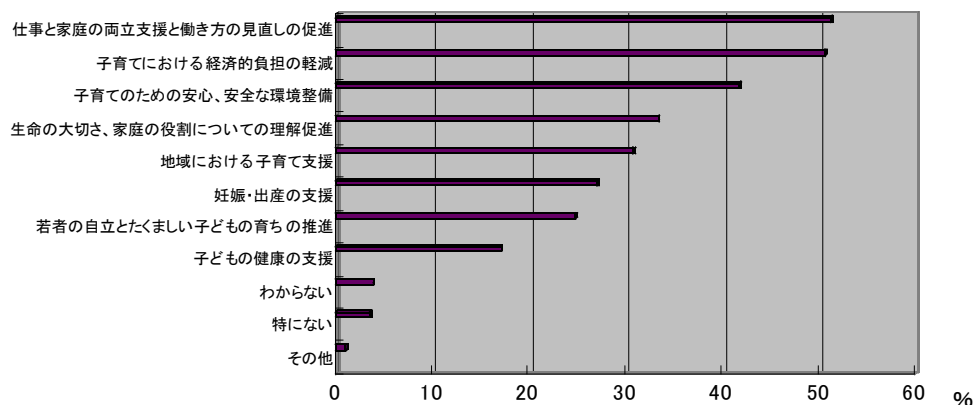


「消費生活に関するパネル調査」(平成15年)(財)家計経済研究所

⑥ 期待する少子化対策

少子化対策として特に期待する政策として、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進、子育てにおける経済的負担の軽減をあげる人が多く、続いて、子育てのための安心、安全な環境整備、生命の大切さ、家庭の役割についての理解促進、地域における子育て支援が求められています。

少子化対策で特に期待する政策

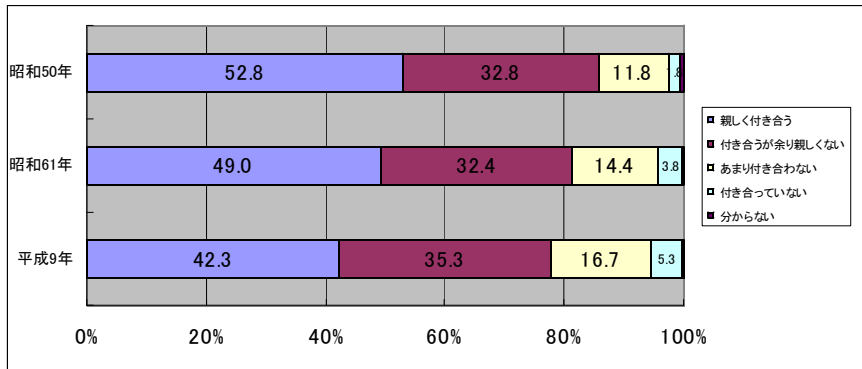


「少子化対策に関する特別世論調査」(平成16年)(内閣府)

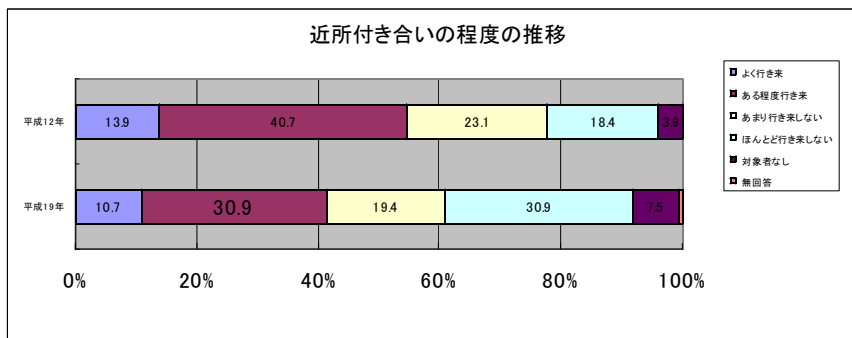
5 地域をめぐる状況

① 近所付き合いの程度の推移

地域における近所づきあいの程度は、「親しく付き合っている」が昭和50年に52.8%であったものが、平成9年には42.3%まで低下し、「あまり付き合っていない」が同11.8%から16.7%に増えています。12年から19年を見ても、「ほとんど行き来しない」が18.4%から30.9%へと増えています。



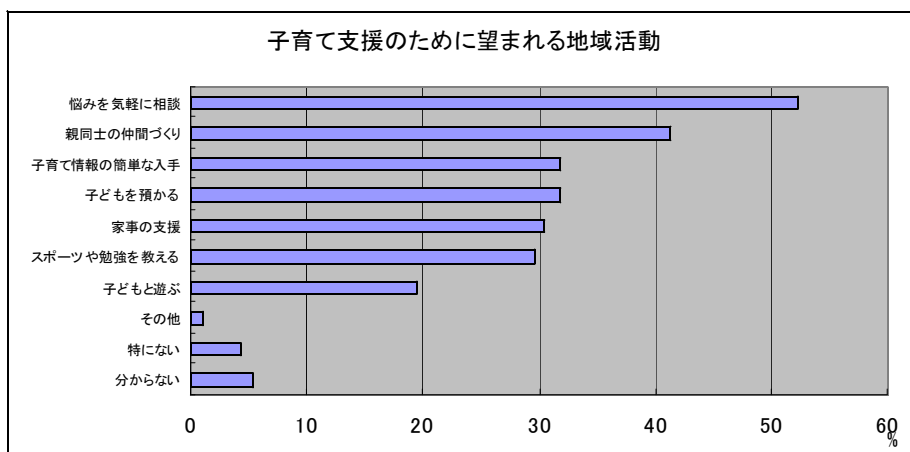
「社会意識に関する世論調査」(昭和50、61年、平成9年)(内閣府)



「国民生活選好度調査」(平成12、19年)(内閣府)

② 子育て支援のために望まれる地域の活動

地域において望まれる子育て支援活動は、「悩みを気軽に相談できる活動」が52.3%と最も多く、次いで「子育て中の親同士の仲間づくり活動」が41.3%と続き、「情報入手」、「子どもの預かり」、「家事支援」、「スポーツや勉強を教える」が30%前後となっています。



「少子化対策に関する特別世論調査」(平成16年)(内閣府)

6 子育てをめぐる課題

このような現状から、

- ◇家庭問題等に対応する総合的な相談体制の充実、障害のある子ども、様々な事情を有する子どもへの支援の強化、母子保健、医療システムの充実、ひとり親家庭等への自立支援など、どんな状況にあっても安心して子どもを生み、育てられるセーフティネットの推進が必要です。
- ◇子育てに対する経済的負担が大きいことから、子育て家庭への更なる経済的な負担軽減策の検討が必要です。
- ◇子育ての負担感や不安感の軽減、子育て家庭の孤立化の防止など、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、また、子育ての楽しさが感じられるよう、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を応援する仕組みづくりが必要です。
- ◇子どもが成長する場である家庭、保育所、幼稚園、学校、地域社会が連携し、成長に応じた豊かな体験や正確な知識の積み重ね、異世代交流により自ら考え、行動する機会の充実が必要です。
- ◇仕事時間と生活時間のバランスのとれた生活ができるよう、働き方の見直しを行うための取組を進め、父親も母親も共同して子育てができるような就労環境の整備及び多様な保育の充実が必要です。

さらに長期的課題として、世代間のバランスを考慮し、次代の支え手を育成するという視点で、将来の社会構造や社会制度を含めた検討を行っていくことも必要です。

3 計画の基本理念・基本方向

基本理念

子育てを社会全体で支援し、子どもが健やかに育つことを喜びあえる社会の実現

基本的視点

- 次代を担う子どもの育成と、子育ての基本となるすべての家庭への支援
- 行政、府民、子育て支援団体、学校等、事業所等との連携、協働による社会全体での取組
- 子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮され、次代の親となるものとの認識のもと、長期的視野に立った子どもの健全育成の推進

基本方向

1 子育て家庭を支援する環境づくり

次代を担う子どもたちが健やかに成長し、自立できるよう支援するという視点に立ち、安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備し、子育て家庭を支援します。

2 子育て支援に取り組む地域づくり

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子どもが地域における様々な活動の中で健やかにたくましく育つことができるよう、地域において子育てを支援する取組を推進します。

3 子育て支援に関する意識づくり

生命の尊厳や、子どもを温かく見守り、慈しみ育むこと、家族の絆（きずな）の大切さについて府民の理解を深め、子どもの成長を楽しみ、子育ての喜びが実感できるよう、社会全体で子育て支援に取り組む意識の向上が図られるよう取り組みます。

4 施策の推進

(1) 子育て家庭を支援する環境づくり

身近なところで気軽に子育て家庭の相談に応じられる体制の充実や家庭問題等に総合的に対応する相談拠点の整備、障害のある子どもなどへの支援の強化、母子保健、医療体制の充実、児童虐待防止の取組の推進など、安心して子どもを生育てられるよう、施策を充実するとともに、子育て家庭への更なる経済的な負担軽減策を検討します。

相談体制の充実及び拠点の整備

○身近な相談体制を充実します

- ・市町村等と連携し、地域子育て支援拠点や保育所・幼稚園が身近に子育て家庭の相談に応じる子育てサポートセンター、4か月までの乳児の家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、民生委員・児童委員をはじめとした地域ぐるみでの相談・支援体制の充実を図ります。
- ・子育てに係わるさまざまな悩みや相談に身近で気軽に応じる人材の育成を進めるとともに、関係機関と連携し、活動に取り組みやすい仕組みを作ります。
- ・複雑・多様化する家庭問題により適切に対応するため、児童相談所、婦人相談所等の機能を統合した「家庭支援総合センター（仮称）」を設置し、家庭問題に対する総合的・専門的な相談体制の整備とともに、関係機関等との連携を強化し、相談のワンストップ化（窓口の一本化）を図ります。

○障害のある子どもへの支援を充実します

- ・福祉、保健、教育の関係機関が一体となって、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制を確立します。
- ・発達障害の早期発見・早期療育のため、専門家を交えた判定会議によるスクリーニングや保育所等への巡回支援などを、府内で幅広く展開するとともに、保育士等の研修を実施します。
- ・特別支援学校や関係団体等と連携し、聴覚障害がある乳幼児の相談、療育を支援します。
- ・障害のある生徒の就職希望を実現するため、企業での生徒の実習の機会確保や、企業の障害のある子どもへの理解促進に努めます。

○様々な事情を有する子どもへの支援を充実します

- ・ひきこもり等の子どもや家族に対する相談や、きめ細やかな社会体験の機会の提供、不登校の児童生徒に対する支援と学校卒業・中退後のひきこもり支援との相互連携を推進します。
- ・さまざまな事情から保護者と一緒に生活できない子どもたちの社会的養護体制（児童養護施設や里親等）の充実を図ります。
- ・児童養護施設等に入所している子どもの自立支援（学力向上、身元保証等）の充実を図ります。
- ・DVによる子どもへの被害を防止し、子どもの安全な生活の確保や被害者のカウンセリング、子どもの健全な発達を支援するための相談等を実施し、その防止に努めていくとともに、子どもに対しての心の面からのサポートを推進します。

○ひとり親家庭等への支援を充実します

- ・同じ悩みを持つひとり親家庭同士の交流を進め、ひとり親家庭固有の問題についていつでも相談できる体制を整え、孤立化を防ぎます。
- ・安心して子育てしながら就労できるよう、保育所への入所や子育て・日常生活のサービスの提供、府営住宅の入居への配慮、母子生活支援施設機能の充実など、生活援助、子育て支援を推進します。
- ・母子家庭においては収入が低い家庭が多く、収入の確保が緊急の課題であることから、自立に必要な情報提供・資格取得や職業訓練支援・就職紹介など経済的自立のための就労支援施策を進めていきます。

○子育て家庭の社会参加を支援します

- ・出産や子育てのためにいったん離職した女性の再就職希望者など幅広い府民の皆さんの就職をワンストップで支援する京都ジョブパークでの取組を進めるとともに、女性総合センターにおいては、セミナー等の開催や女性チャレンジオフィス・地域女性わくわくスポットの設置など、起業・NPO創業、地域活性化に取り組む女性を支援します。

母子保健医療体制の充実等

○安心して出産ができる周産期医療ネットワーク等を充実・強化します。

- ・緊急を要する新生児や母体に対応するため、周産期医療体制の充実・強化を図るとともに、不妊で悩む人々に対する専門的な相談指導や情報提供による精神的なケアを実施します。

○安心できる医療・相談体制を充実します

- ・いつ、どこでも安心して医療サービスが受けられるよう、地域の実情に応じた小児救急医療体制を充実強化するとともに、医学教育等において重要性の認識を深めるほか奨学金制度等を活用し、産科・小児科等の医師確保対策を推進します。

○妊娠・出産・子育て期における母子保健体制を充実します

- ・妊娠・出産などに伴う悩みや健康不安等について、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
- ・子どもの事故防止や応急処置などに対する啓発を行い、子どもの怪我や病気の予防に取り組みます。また乳幼児のアトピー等の対策も進めていきます。
- ・小児慢性疾患治療の研究事業を進めるとともに、長期療養児家庭への支援を行います。

○思春期の保健対策を推進します

- ・児童・思春期に係る精神科専門診療体制の整備による思春期対策を推進するとともに、エイズ・性感染症に係る予防啓発、早期発見のための検査、医療体制を充実します。

児童虐待の防止等の推進

○児童虐待に対する相談機能等を強化します

- ・児童相談所の相談体制の充実、強化により、虐待情報に係る速やかな安全確認ルールの徹底、立入調査の実施、円滑な一時保護の実施などにより、虐待を受けた児童の安全を確保します。

○児童虐待防止ネットワークを充実・強化します

- ・児童虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、親子の心身のケア等に向けて、児童相談所、保健所、市町村、医療機関、学校、民生委員・児童委員、警察等関係機関が連携し、児童虐待防止ネットワークをさらに充実・強化していきます。
- ・実効ある地域の虐待防止ネットワークの確立及び機能強化に向けて、市町村の「要保護児童対策地域協議会」設置を推進し、虐待防止アドバイザーを派遣するなど、市町村における虐待防止の充実・強化が図られるよう支援します。
- ・また、市町村等地域の関係機関と児童相談所が定期的に情報を交換して虐待情報の共有化を図り、市町村や地域の関係機関等と連携した地域における被虐待児童の見守り体制を充実します。

○未然防止、早期発見対策を推進します

- ・児童虐待の未然防止のため、市町村が行う精神的・身体的にサポートの必要な子育て家庭への社会福祉士、臨床心理士や保育士などの派遣等への支援を行います。

○虐待を受けた児童へのアフターケアを充実し、虐待の再発防止に取り組みます。

- ・虐待を受けた児童の家庭の再統合に向けた心のケア等を充実するとともに、社会的養護に向けた取組を推進します。

○子どもの人権を尊重し、児童虐待防止を推進します。

- ・「児童憲章」「児童の権利に関する条約」の趣旨の普及・啓発など、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進します。

経済的負担の軽減

○出産・子育て期における経済的支援に引き続き取り組みます

- ・子育て支援医療助成や児童手当などによる経済的支援に引き続き取り組みます。
- ・不妊治療に対する経済的支援に引き続き取り組みます。

○教育費等の負担軽減に引き続き取り組みます。

- ・子育てに係る経済的負担の中でも特に負担感を感じる人が多い、教育費等への負担の軽減に引き続き取り組みます。

○更なる経済的な負担軽減を検討します

- ・子育てにおける経済的な負担の更なる軽減について、子育て支援医療助成制度の充実や、多子世帯に対する負担軽減策などについて検討します。

(2) 子育て支援に取り組む地域づくり

子育ての負担感や不安感の軽減、子育て家庭の孤立化の防止など、全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、また、子育ての楽しさが感じられるよう、地域全体で温かく子どもを見守り、子育て家庭を応援する仕組みづくりを行います。

子どもが成長する場である家庭、保育所、幼稚園、学校、地域社会が連携し、子どもが安全に安心して育つことができるよう、取組を推進するとともに、成長に応じた豊かな体験や正確な知識の積み重ね、異年齢交流等により自ら考え、行動する機会を充実します。

子育て支援のための仕組みの整備の推進

○地域ぐるみの子育て支援等の取組を充実します

- ・地域社会全体で子育てを支援するため、企業、市町村等との協働による「きょうと子育て応援パスポート事業」を更に推進するとともに、NPO、企業、行政など様々な主体が連携し、子育て家庭を地域で支える「地域ぐるみ子育て応援ネット（仮称）」の仕組みづくりを行います。

○子育て支援活動団体等の活動促進を支援します

- ・NPO等と協働した、地域での自主的な子育て支援活動等を支援するとともに、地域の子育て支援活動を推進する人材の養成や、子育て支援の取組を行う府民や団体のネットワークづくりを推進します。

○子育て情報を積極的に発信します

- ・子育て支援情報について、公民の子育て支援情報を集約するなど充実強化し、ホームページや携帯電話等により「いつでも・誰でも・利用しやすい」情報の提供に努めます。

安心・安全の確保

○地域における犯罪及び事故防止対策を充実します

- ・自治会やPTA・高齢者等のボランティアによる「子ども・地域安全見守り隊」などの子どもを見守る防犯ボランティアやこども110番のいえ・防犯情報メールの配信の充実を図り、地域コミュニティによる取組を推進します。
- ・市町村や関係機関、団体等と連携して、子どもの事故防止のため、家庭内や地域での事故例等を踏まえた啓発などの取組を推進します。
- ・子どもや子育て家庭等を対象とした安全読本の作成・配布や防犯教室の実施、家庭での子どもの事故防止、チャイルドシートや子どもの自転車用ヘルメットなどの普及啓発活動や交通安全教室を推進するとともに、安心して生活できる道路や交通安全施設等の整備等を推進します。
- ・学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の整備を図るための支援を行います。

子育て支援の場の充実

○親子が気軽に集える場を充実します

- ・地域子育て支援拠点や子育てひろば、商店街の空き店舗などを活用した「地域子育てステーション」など、親子が身近なところで気軽に集える場を拡充します。

○親子の育ちを進める交流や体験、学びの場を充実します

- ・伝統産業や文化・スポーツ、自然に親しむ体験活動、NPOとの協働等による、地域での親同士や異年齢の子ども同士の交流、異世代交流等を推進します。
- ・親同士や地域と親との交流を進め、家庭の子育てを支援するため、親としての子どもへの係わり方など、子育て事例を紹介する取組の実施や、小学校就学前の親に対して「親のための応援塾」を開催します。
- ・共働き家庭など留守家庭を対象とした「放課後児童クラブ」と、地域住民と様々な体験・交流活動に取り組む「京のまなび教室」の連携を促進し、総合的な放課後や土・日等の対策を充実します。

○多様な保育等を充実強化します

- ・市町村と連携して、乳児保育、延長保育、一時保育、病児・病後児保育、休日・夜間保育及び障害児保育などの充実を図るとともに、ファミリーサポートセンターなどの充実を図ります。
- ・預かり保育や子育て相談など幼稚園、保育所における子育て支援を充実します。

○生活環境の整備を進めます

- ・子どもが自然に親しめる場や身近な遊び場の整備、子どもを連れて外出しやすい施設整備やバリアフリー化の推進、子育て家庭の良好な居住環境の確保について支援し、子育てに優しいまちづくりを推進します。

子どもの健やかな成長の促進

○こころとからだの健やかな成長のため環境を整備します

- ・子どもたちの興味・関心や今日的な課題に対応した学習プログラムを取り入れるなど、きめ細かな指導を行うとともに、「京都式少人数教育」の拡充、家庭と学校の連携のもとに小学校の早い時期から学習習慣を身につけさせるなど、子ども一人ひとりに確かな学力の定着を図ります。
- ・より一層きめ細かな相談に応じられるよう、スクールカウンセラーの充実、不登校やいじめ問題等に対応する24時間の電話相談などを推進します。

○健やかなからだを作ります

- ・子どもの体力の現状を把握し、どのようなところが不足しているかを明確にすることにより、効果的な体力向上の取組に努めます。また、トップアスリートの指導などスポーツを行うきっかけづくりの取組を進めます。
- ・子どもたちに食への関心を持たせ、栄養バランスのとれた食事をとる実践力が身につけられるよう、地元産の食材の活用や給食を通じた食育を推進します。また、「早寝・早起き・朝ごはん、プラスワン」府民運動の展開などにより、基本的な生活習慣を形成し、望ましい食習慣が身につけられるよう、学校・家庭・地域が

連携した食育の推進を図ります。

○豊かな心を育てます

- ・家庭・学校・地域が連携し、読書に親しみ生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、読書活動を推進します。
- ・小学校・中学校・高等学校の発達段階に応じて、職場見学・職場体験・インターンシップなどを推進し、働くことの意義や大切さを実感できる取組を進めます。

○幼児期における教育・保育を充実します

- ・幼稚園・保育所と小学校の連携を強化し、引き続き保育士や教員の研修等を実施するとともに、認可外保育施設の保育士に対する研修の実施等により、資質向上を図ります。
- ・幼稚園、保育所の連携と、認定こども園制度の活用による、幼児期における教育、保育の充実を図ります。

○子どもの自主性、社会性の伸長に向けての取組を進めます

- ・ひきこもりからの社会的自立を支援するためのきめ細やかな社会体験の機会を提供します。
- ・学校、家庭、自治会、NPO、関係団体等、地域の幅広い団体・府民が連携・協力し、青少年の健全育成に取り組み、社会全体で支えるネットワークを充実するとともに、活動の中心となる人材育成を支援します。

(3) 子育て支援に関する意識づくり

子どもを慈しみ育むことや人と人との絆の大切さについて社会全体の認識を深め、子どもの健やかな育ちを喜びあえる気運を醸成します。また、仕事時間と生活時間のバランスが取れた生活ができるよう、事業者による働き方の見直しを行うための取組や父親も母親も共同して子育てができるような労働環境の整備が促進されるよう支援を行います。

教育及び啓発

○命の尊厳や子どもを慈しみ育むことの大切さ等について啓発を進めます

- ・命の尊厳や、家族の絆・人と人との絆の大切さ、子どもを生み育てることの意義や素晴らしさ等についてホームページや広報紙等での啓発を充実します。
- ・乳幼児とふれあう体験などを通して、次代の親となる子どもたちに命の尊厳や子どもを育むことの大切さを実感できるようにします。

○家族の絆・地域の絆の重要性について認識が深められるよう取り組みます

- ・家族や地域のきずなを深められるよう、関係機関と連携・協力して啓発に取り組みます。
- ・家族の絆やふれあいの大切さを考えるきっかけづくりとなる「手紙（メール）でむすぶ家族ふれあい大賞」の取組を引き続き推進します。

子育て支援に関する気運の醸成

○家庭や地域社会における気運の醸成

- ・京都府子育て支援条例などを府民へ周知し、社会全体で子育てを応援する気運づくりを図ります。
- ・子育て支援に積極的に取り組む企業への表彰を充実します。
- ・男女共同参画の推進に向けて各種セミナーを開催するなど、男女が共に協力しあう子育ての推進を図ります。

事業者による雇用環境の整備の促進

○ワークライフバランスの推進

- ・仕事と子育ての両立を応援する企業を支援するため、「京都モデル子育て応援中小企業認証制度」を推進するとともに、その認証企業などが社員を対象に実施する「子育てに関する研修」などへの支援を行います。
- ・パートタイム労働者の均衡処遇や仕事と生活の調和についての啓発冊子の作成・配布、セミナーの開催などを行います。

数 値 目 標

※印は京都府独自の指標

基本方向	番 号	目 標 指 標	17年度	21年度	備 考
子育て家庭を支援する環づくり	1	児童福祉施設における第三者評価実施率 児童福祉施設におけるサービスの質の確保に対する取組状況を示す指標	—	50%	0.67% (H18) ※
	2	家庭支援総合センター（仮称）設置箇所数 複雑・多様化する家庭問題に対応する取組状況を示す指標	—	1箇所 (H22)	※
	3	重症心身障害児（者）通園事業 重症心身障害児（者）への必要な療育を行う通園事業の充実を示す指標	4箇所	全圏域 6箇所	※
	4	女性の再就職支援利用者数 出産・育児等で離職した女性の就業を支援する取組状況を示す指標	—	1,000名 (H22)	1,185名 (H18) ※
	5	乳幼児健康診査時における育児不安対策実施市町村割合 育児不安対策への取組状況を示す指標	43.2% (H16)	70% (H20)	H17から市町村事業 ※
	6	児童虐待防止市町村ネットワーク数 児童虐待の予防、早期発見の推進に向けての取組状況を示す指標 (児童福祉法の改正により、H20.4以降、要保護児童対策地域協議会（法定協という）設置が努力義務化）	14箇所	全市町村 (法定協)	※
子育て支援に取り組む地域づくり	7	保育所入所待機率 保育所の入所希望に対する充足度を示す指標	0.5%	0%	※
	8	保育所定員	24,601人	24,502人	
	9	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）実施市町村数	4市町村	7市町村	
	10	子育て短期支援事業（ショートステイ）実施市町村数	5市町村	11市町村	
	11	一時保育事業実施箇所数	54箇所	90箇所	
	12	延長保育実施箇所数	120箇所	162箇所	
	13	夜間保育実施箇所数	0箇所	4箇所	
	14	休日保育事業実施箇所数	2箇所	27箇所	
	15	特定保育実施箇所数	0箇所	6箇所	
	16	乳幼児健康支援一時預かり事業 （病後児保育事業）（施設型）実施箇所数	8箇所	20箇所	
	17	乳幼児健康支援一時預かり事業 （病後児保育事業）（派遣型）実施市町村数	0市町村	2市町村	
	18	ファミリーサポートセンター設置市町村数	8市町村	15市町村	

基本方向	番号	目標指標	17年度	21年度	備考	
子育て支援に取り組む地域づくり	19	地域子育て支援センター設置数	45箇所	89箇所	H19から地域子育て支援拠点事業に統合	
	20	つどいの広場設置数	3箇所			
	21	放課後児童クラブの設置数	210 クラブ	231 クラブ		
	22	放課後子ども教室の設置数 すべての児童を対象とした、総合的な放課後及び土・日等の対策の取組の状況	—	全市町村	H19から事業開始	※
	23	子育て地域パートナー養成者数 地域の子育て力の向上、子育て家庭の孤立化防止に向けての取組状況を示す指標	82人	400人		※
	24	市町村単位、市町村域を超えるサークル、子育て支援団体等のネットワークの広がり 地域で子育てを支え、子育て家庭の孤立化を防止する取組状況を示す指標	21市町村	全市町村		※
	25	子育て応援パスポート協賛店舗数 社会全体で子育てを応援する取組状況を示す指標	—	2,700店	H19から事業開始	※
	26	地域子育てステーション設置箇所数 親子が気軽に集える場を充実する取組状況を示す指標	—	10箇所	5箇所 (H18)	※
	27	「こども110番のいえ」の設置数 子どもの安全確保の取組状況を示す指標	28,803 箇所	40,000 箇所		※
	28	学校評議員（類似を含む）の設置率 幅広く意見や助言を求めることで、開かれた学校づくりを進めていくための取組状況を示す指標	小学校 93.3% 中学校 93.9%	100%		※
	29	朝の読書等や読み聞かせ等に取り組む学校の割合 学校全体で読書に取り組み、自ら考え行動する基礎づくりとする取組の状況	小学校 98.0% 中学校 80.6%	100%		※
	30	薬物乱用防止教室を実施している中学校、府立高校の割合 中高生の心と体の健やかな成長のための取組状況を示す指標	中学校 70.0% 府立高校 83.0%	100%		※
	31	水辺環境整備事業の実施河川数 子どもが自然に親しめる場や遊び場確保の取組状況を示す指標	32箇所	42箇所		※
32	「京都府福祉のまちづくり条例」適合施設数 子育てをしている人が使いやすい施設を増やしていく取組状況を示す指標	1,895 箇所	2,500 箇所 (H22)		※	

基本方向	番号	目標指標	17年度	21年度	備考	
子育て支援に関する意識づくり	33	子育て応援企業表彰 子育て支援に積極的に取り組む企業を支援する取組状況を示す指標	—	40社	10社 (H18)	※
	34	子育て応援宣言中小企業数 子育て支援に積極的に取り組む企業を支援する取組状況を示す指標	—	1,000企業	H19から事業開始	※
	35	京都モデル子育て応援中小企業認証数 子育て支援に積極的に取り組む企業を支援する取組状況を示す指標	—	250企業	H19から事業開始	※
	36	男性の育児休業取得率 家庭、地域生活、仕事のバランスのとれた社会づくりに向けての取組状況を示す指標	0.34% (H16)	10%	5年ごとに調査 次回調査はH21	※

5 推進体制と計画の進行管理

- 「京都府子育て支援対策協議会」において、計画に基づき施策の点検・評価を行うとともに、府民への公表を行います。
- 府の横断的な庁内組織である「未来っ子いきいき推進戦略本部」において、総合的・効果的に子どもの育ちを確保する施策を推進していきます。
- 子育て家庭に係る経済的な負担軽減策の充実など多額の予算を必要とする施策については、厳しい財政状況の中、他府県でも独自の税導入等の議論が進められている状況も踏まえ、財源確保も含めた検討を進めます。
- 具体的には、「京都府子育て支援財政検討会」で提起された意見を踏まえ、行財政改革の推進や国への課題提起、要請を行いながら、府民レベルの広範な議論に資するよう、次のとおりの取組を進めていきます。
 - ① 予算等の状況も含めた子育て支援施策の全体像を示す情報の提供
 - ② 施策の優先順位や参画意識なども含む府民意識・ニーズの把握
 - ③ 京都府の財政状況・財政運営等に係る府民理解の促進

子育て支援施策に係る財源確保について

平成 19 年 1 1 月
京都府子育て支援財政検討会

1 検討の意義、必要性

1 「社会全体で子育てを応援する」意味を府民一人ひとりに問う意義

- ・ 「子育て支援」は将来の京都府社会を築く上で、府民一人ひとりが真剣に考えねばならない重要な課題。
- ・ 子育て支援に係る施策のあり方やその財源負担の議論を通じ、府民一人ひとりの参画意識を高めることにより、「行政に委ねる（行政がやってあげます）」という形から、文字通り、社会全体の取組へと昇華させていくことが重要。

2 地方分権時代の到来の中で府独自の施策や財源確保の方途を研究する意義

- ・ 事務や権限と合わせて、税源移譲など、財源のあり方がセットで議論されている中で、地方公共団体も、既存制度枠の中での制度運用に終始するのではなく、汗をかき、関係者の合意を得ながら財源確保の検討を進めていくことが望まれる。

3 重要性を増す「子育て支援施策」の飛躍的な拡充の可能性を拓ける意義

- ・ 厳しい財政環境の下では、自ずと展開できる施策のレベルは限定されざるを得ない面があるが、「子育て支援」は、京都府の未来に関わる礎づくり。
- ・ 京都府では、既に子育て支援医療など他府県と比べ、高い水準の施策が具体化されているが、更に施策を拡充するためには、財源の工面は必要不可欠。
- ・ 府民レベルの広範な議論を通じて、アクションプランに掲げた施策を具体化し、夢のある京都府独自の施策展開を可能にするためには、そのための財源確保の方途についても研究することが必要。

2 財源確保検討の前提

1 徹底した行財政改革の推進

- ・ 府としても徹底的に無駄を排除し、事務・事業の見直しが必要。
- ・ 高齢化の進行等に伴う厳しい財政環境の下で、幅広い行政分野全般に亘り、施策の意義・必要性を、抜本的な観点から見直し、施策の優先順位を付して、子育て支援に係る重点施策に集中的に振り向けていく「選択と集中」が必要。

2 国への課題提起、要請等

- ・ これまで地方自治体が先導しながら、子育て支援の取組を進めてきた経過を踏

まえ、子育て支援に係る広範な施策が全国レベルで力強く展開されるよう、国に積極的に施策提案していくことが必要。

- ・ 「子育て支援」にとって大きな意義を持つと考えられる条件整備、例えば、経済的負担軽減のための税制上の措置、子どもを持ちながら働ける環境づくり、住まいの場の確保などについては、基本的な権限を有する国に、諸取組の総合的な拡充を求めていくことが重要。
- ・ また、国の一方的な財政構造改革により、地方自治体が財政的に制約され、地域の創意工夫を活かした施策展開ができないことのないよう、財源保障等必要な条件整備について、国に強く要請していくことが必要。
- ・ 一方で、府が新たな施策や施策を拡充するに当たり、市町村等が執行に関わる場合は、事前に協議を行うなど十分な調整が必要。

3 府民への情報提供と広範な議論の喚起

- ・ 「社会全体で子育てを支援する」という考え方を、かけ声に終わらせず、府民一人ひとりが施策のあり方やそれを裏打ちする財政状況等に目を向け、意思を示していくことが望まれる。
- ・ 子育て家庭を直接支援する、狭義の子育て支援施策だけではなく、環境整備、人材育成、健康の保持・増進など幅広い施策を束ね、府が講じる子育て支援施策の全体像を施策の成果なども含め、府民にわかりやすく示していくことが必要。
- ・ 併せて、京都府の厳しい財政状況やその下での経営改革の取組について、府民の理解を得られるよう条件整備（情報提供や議論の場の確保）が必要。
- ・ また、府民の意識やニーズを、施策の優先順位や負担の容認という点も含めて把握し、広範な府民レベルの議論を重ねる中で、子育て支援施策の必要性を点検・確認、評価していく仕組みづくりが必要。

3 財源確保の具体的な方途と条件

2に記した前提条件を充たし、府独自の事業・施策を明確にし、府民の合意形成が図れた上で、今後、そのための独自の財源確保を図るとすれば考えられる方途

方途1 寄付金等による特定目的基金の造成

- (1)概要 府民や企業から寄付金を募り、特定の事業・施策の財源として充当
- (2)メリット 施策を支持する府民や企業から、広く寄付を集めることにより、一人ひとりの自由な意思を尊重し、財政面からも幅広い府民参画型の施策を進めることができる。
特に、行政だけではなく、企業やNPOなども含めた協働型の施策には、マッチするものと考えられる。
- (3)課題等 毎年度、多額の予算をもって、経常的に行う施策の必要財源としては安定性に欠ける。

方途2 新たな税の導入

- (1)概要 新たに、京都府独自の税を徴収し、子育て支援施策に充当
- (2)メリット あえて「税」という手法をとることにより、子育てに直接関わっているか否かを問わず、広範かつ真摯な議論が予想される。
安定的な財源を確保することにより、子育て支援に係る京都府の気概と姿勢を広く示すことができる。
- (3)課題等 税制については、高齢化に伴う社会保障費の増に対応するため、国でも議論が行われており、将来、大きく変動する要素があり、こうした状況を十分、見極めることが必要。
「社会全体で子育てを支援する」という趣旨を踏まえ、広く府民に負担を求める形の税が適当と考えられるが、近年の税制改正影響等による府民負担の変化という点も踏まえた、十分な府民議論が必要。

アクションプラン・検討経過

子育て支援対策協議会

- 第1回 7月30日 ・京都府子育て支援条例に基づく基本計画として、現在のプランを改定することとし、アクションプラン政策検討会議で具体的な検討を行うことを確認。子どもや子育て家庭を取り巻く状況や課題について意見交換
- 第2回 9月10日 ・未来っ子いきいき応援プラン中間案協議
- 第3回 11月26日 ・未来っ子いきいき応援プラン最終案協議

アクションプラン政策検討会議

- 第1回 7月30日 ・京都府子育て支援条例に基づく基本計画として、現在のプランを改定することとし、子どもや子育て家庭を取り巻く状況、課題についての意見交換
- 第2回 8月7日 ・子育て支援施策について緊急に取り組むべき課題についての意見交換、施策のリアリティーを裏付ける財源確保についての検討の必要性確認
- 第3回 8月24日 ・検討委員や子育て支援対策協議会委員からの意見を参考に策定したプラン改定案の骨子を検討
- 第4回 9月10日 ・未来っ子いきいき応援プラン中間案検討
- 第5回 11月19日 ・未来っ子いきいき応援プラン最終案検討

子育て支援財政検討会

- 第1回 8月30日 ・府の子育て施策の展開状況、他府県での財源確保議論等に基づき意見交換、今後のスケジュール等を確認
- 第2回 10月16日 ・施策の追加・拡充に必要な予算、府財政の将来展望、諸外国との比較、秋田県で検討中の子育て支援税等の状況などを参考に、施策の財源確保の関係について検討
- 第3回 11月5日 ・仮に税導入する場合の税収等の資料を参考に、財源確保検討の意義や課題、考えられる方策について意見交換
- 第4回 11月21日 ・アクションプラン最終案への提言について

京都府子育て支援対策協議会委員

座長	澤田 淳	京あんしんこども館センター長	京都府立医科大学名誉教授
委員	池田 裕子	京都府市長会 長岡京市健康福祉部健康推進課長	
	市村美由紀	日本労働組合総連合会京都府連合会	
	伊藤 義明	京都府保育協会会長	
	岩城 敏之	有限会社キッズいわき代表取締役社長	
	上原 雅明	京都府私立幼稚園連盟理事長	
	大江 弘	PHP総合研究所 教育研究部部長	
	岡本 恵子	亀岡市主任児童委員連絡協議会代表	
	川村 雅己	京都経営者協会事務局長	
	櫛田恵里子	京都府児童福祉施設連絡協議会 峰山乳児院施設長	
	定本ゆきこ	京都少年鑑別所 法務技官	
	下田 敏晴	京都府中学校校長会 南丹市立美山中学校校長	
	田井 豊	京都府町村会 久御山町民生部長	
	津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授	
	辻 幸子	京都府医師会理事	
	徳永 一彦	公募	
	西川 満	京都大和の家施設長	

藤本 明美	京都子育てネットワーク代表
山岡景一郎	平安女学院大学理事長、学長
八槇 敏子	京都府小学校校長会 向日市立向陽小学校校長
吉岡 晴子	公 募
脇 久美子	京都府警察本部少年課被害少年保護係長

*五十音順 敬称略

アクションプラン政策検討会議メンバー

参 与	岡崎 祐司	佛教大学社会福祉学部教授
	西川 満	京都大和の家施設長
政策立案メンバー		
	市村美由紀	日本労働組合総連合会京都府連合会
	伊藤 義明	京都府保育協会会長
	井上 寿美	関西福祉大学社会福祉学部講師
	岩前 良幸	精華町民生部児童育成課長
	上原 雅明	京都府私立幼稚園連盟理事長
	岡本 恵子	亀岡市主任児童委員連絡協議会代表
	川村 雅己	京都経営者協会事務局長
	佐々木喜一	日本青少年育成協会会長
	定本ゆきこ	京都少年鑑別所 法務技官
	吉田 秀子	NPO法人働きたいおんなたちのネットワーク代表

*五十音順 敬称略

京都府子育て支援財政検討会委員

参与・座長	西垣 泰幸	龍谷大学副学長 経済学部教授
参 与	岡崎 祐司	佛教大学社会福祉学部教授
委 員	池田 裕子	長岡京市健康推進課長
	岡本 恵子	亀岡市主任児童委員連絡協議会代表
	田井 豊	久御山町民生部長
	藤本 明美	京都子育てネットワーク代表
	山下 徹朗	京都商工会議所理事兼事務局長兼総務部長

*五十音順 敬称略